

令和5年第13回（12月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和5年12月8日(金)
開会 10時56分 閉会 10時30分
2. 開催場所 吉富フォーユース会館3 会議室3

3. 出席委員

農業委員の定数 14名
出席委員数 13名
欠席委員数 1名
欠員 0名

出席委員の氏名

賀部 正直	若山 清敏
奥田 健一	高尾 賢二
山本 学美	—
高橋 初美	井上 幸子
菊 啓治	松本 久則
横川 信友	堤 久英
山本 幸雄	重吉 信之

欠席委員の氏名

太田 実秋

農地利用最適化推進委員の定数 2名
出席委員数 1名
欠席委員数 1名
欠員 0名

出席委員の氏名

堤 實 —

欠席委員の氏名

大澤 英史

4. 付議事項

議案

- ・議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第31号 吉富町農用地利用集積計画の承認について
- ・議案第32号 農地の賃借料情報の公表について

報告事項

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 乙女 竜志

6. 会議の概要

事務局 職員	<p>委員の皆様、おはようございます。皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は事務局長が町議会で不在であることを報告致します。それでは、ただ今より令和5年第13回（12月）総会を開催いたします。なお、太田委員、大澤委員より欠席するとの連絡をいただいておりますので、本日は推進委員を含め、14名での開催となります。では、開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、皆さんおはようございます。ただ今より令和5年第13回（12月）総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。基本的に、席次順にお願いしておりますので本日の、議事録署名人には横川委員、堤久英委員のお二人を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第29号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。今回は2件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 職員	<p>それでは、1ページをご覧ください。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。売買による農地の所有権移転を行うための許可申請が2件提出されています。2ページをご覧ください。</p> <p>まずは申請番号1について説明致します。対象の農地は：大字〇〇△△番△ 畑 108㎡。譲渡し人の住所が大字〇〇のT.Kさんです。譲受け人が同じく大字〇〇にお住いのO.Hさんです。</p> <p>（3ページから6ページの内容について説明）</p> <p>申請番号1については以上です。</p> <p>続きまして申請番号2について説明致します。</p> <p>対象の農地は：大字〇〇△△番△ 田 778㎡、大字〇〇△△番△ 田 1,238㎡、〇〇△△番△ 田 17㎡。譲渡し人が〇〇市お住いのM.Hさんです。譲受け人がY.Yさんです。</p> <p>（7ページから12ページの内容について説明）</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>事務局より説明がありました。それでは、申請番号1について。この件の転用申請に関する権限の委任をT委員</p>

が受けていると事務局から報告がありましたのでT委員は退席をお願いします。

(委員退室)

ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

(各委員質疑等なし)

申請番号1について承認することにご異議ございませんか。

(各委員異議等なし)

それでは、申請番号1について承認することとします。T委員の入室をお願いします。

(委員入室)

続きまして、申請番号2について、関係委員のY委員とY委員は退席をお願いします。

(委員退席)

それではまずは〇〇△△番の農地について、地元委員の高尾委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。

高尾委員

今まで耕作されていたので問題ございません。

賀部会長

次に〇〇△△番、〇〇△△番の農地について、地元委員の松本委員より、申請地の状況など補足説明がありました

松本委員

特に問題ありません。

賀部会長

地元委員から報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

(各委員質疑等なし)

それでは、申請番号2について承認することにご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

それでは、申請番号2について承認することとし、については議案第29号について承認することとします。Y委員とY委員は入室をお願いします。続いて議案第30号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は2件の申請です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
職員

それでは、13ページをご覧ください。議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。14ページをご覧ください。申請は2件提出されております。

まずは申請番号1について説明致します。吉富町大字〇〇△△番 地目が田で1,393㎡です。所有者、耕作者については宇佐市にお住いのK. Sさんです。譲受人は、中津市にお住いのU. Sさんです。

(15ページから23ページの内容について説明)

続きまして申請番号2について説明致します。大字〇〇△△番 地目が畑で926㎡です。所有者、耕作者については中津市にお住いのK. Kさんです。譲受人は、町内にお住いのM. Rさんです。

(24ページから31ページの内容について説明)

以上で説明を終わります。

賀部会長

それでは、議案第30号申請番号1について、地元委員の山本幸雄委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。

山本(幸)
委員

経常的な管理がされていない状況でした。これを機に管理してもらえれば問題ないと思います。

賀部会長

申請番号2について、地元委員の高尾委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。

高尾委員

管理されていない農地でした。〇〇屋さんの息子さんであるMさんが資材置場として使うとのことでした。以上です。

<p>賀部会長</p>	<p>説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(各委員質疑等なし)</p> <p>それでは、議案第30号について承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(各委員異議なし)</p> <p>それでは、議案第30号について承認することとします。続いて議案第31号の「吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程します。農業委員会法第31条に「議事参与の制限」がありますので関係委員は順次退席をよろしくをお願いします。今回、12月15日から開始する利用計画の提出が26件ありました。全て農業委員の利用権設定になりますので委員ごとの利用権について決を採ることといたします。では、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 職員</p>	<p>それでは、32ページをご覧ください。議案第31号 吉富町農用地利用集積計画の承認について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。この、農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の承認を得ることとなっています。34ページをご覧ください。表で表しているとおり、今回12月の利用権設定の件数は、新規が26件で30,949.67㎡となっています。今回の設定は後に報告させていただきますが合意解約がされた農地があらたに契約されており、その農地が半数以上占めております。農用地利用計画の筆ごとの内容につきましては、35ページの一覧表をご覧ください。全て農業委員さんの案件となっています。以上で説明を終わります。</p>
<p>賀部会長</p>	<p>事務局より説明がありました。確認のため数分時間をとりたいと思います。</p> <p>(数分後)</p> <p>ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は</p>

挙手をお願いします。

(各委員質疑等なし)

はじめに、私の利用権設定となりますので、議事の進行を若山副会長にお願いして、私は退席します。それでは、若山副会長、議事の進行をお願いします。

(会長退席)

若山
副会長

K委員の議事になりますので、代理で私が議事を進行します。それでは、賀部委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

それでは、K委員の利用権設定につきまして、承認することとします。K委員の入室をお願いします。

(委員入室)

賀部会長

若山副会長、ありがとうございました。それでは、議事を続けます。続きまして、Y委員の利用権設定となりますので、Y委員とY委員は退席をお願いします。

(委員退席)

それでは、Y委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

それでは、Y委員の利用権設定につきまして、承認することとします。Y委員、Y委員の入室をお願いします。

(委員入室)

続きまして、O委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

それでは、O委員の利用権設定につきまして、承認することとします。続きまして、T委員の利用権設定となりますので、T委員は退席をお願いします。

(委員退席)

それでは、T委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

それでは、T委員の利用権設定につきまして、承認することとします。T委員の入室をお願いします。

(委員入室)

それでは、議案第31号については、すべて承認されました。続きまして、議案第32号「農地の賃借料情報の公表について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
職員

36ページをご覧ください。農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を別紙のとおり公表するものです。これは、農地法52条の規定により、農地の賃借の情報を提供する必要があるため、本年1月から先月11月までに締結された利用権における賃借料水準を公表するもので、役場前掲示板への公告と、広報1月号及びホームページへの掲載を予定しています。

(37ページから38ページの内容について説明)

以上で説明を終わります。

賀部会長

事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

(各委員質疑等なし)

議案第32号について承認することにご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

<p>事務局 職員</p>	<p>それでは、議案第32号については承認することとし、本日付けで公告するとともに、広報1月号及び町のホームページにも掲載することとします。</p> <p>続きまして、報告事項があります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出」です。事務局から説明をお願いします</p> <p>39ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。届出のあった農地は、3件ありまして1件目は、〇〇△△番地 田 373㎡ ほか2筆 令和5年2月8日に、U. Mさんからの相続により、町内にお住いのU. Kさんが所有権を取得しました。</p> <p>2件目は〇〇△△番地 田 225㎡ ほか2筆 平成23年10月12日に、H. Mさんからの相続により、町内にお住いのN. Mさんが所有権を取得しました。</p> <p>3件目は〇〇△△番地 田 365㎡ ほか7筆 令和5年8月31日に、M. Mさんからの相続により、町内にお住いのM. Tさんが所有権を取得しました。以上で報告を終わります。</p>
<p>賀部会長</p>	<p>事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。</p> <p>(各委員質疑等なし)</p> <p>続きまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 職員</p>	<p>40ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」7件届出がありました。</p> <p>1件目は〇〇△△番地 田 840㎡ 他2筆 貸し手は町内にお住いのD. Tさん、借り手はU. Yさんです。平成28年11月から10年間の契約でした。</p> <p>2件目は〇〇△△番地 田 2,223㎡ 他3筆 貸し手は町内にお住いのO. Kさん、借り手はI. Fさんです。令和5年6月から3年間の契約でした。</p> <p>3件目は〇〇△△番地 田 778㎡ 貸し手は町内にお住いのM. Hさん、借り手はY. Yです。令和3年3月から3年間の契約でした。</p> <p>4件目は〇〇△△番地 田 1,150㎡ 他8筆貸し手は町内にお住いのO. Hさん、借り手はI. Fさんです。令和3</p>

年 6 月から 6 年間の契約でした。次に 41 ページをお開きください。

5 件目は〇〇△△番地 田 1,227 m² 貸し手は町内にお住いの W. T さん、借り手は I. F さんです。令和 3 年 6 月から 6 年間の契約でした。

6 件目は〇〇△△番地 田 2,337 m² 他 3 筆貸し手は町内にお住いの I. K さん、借り手は I. F さんです。令和元年 11 月から 6 年間の契約でした。

7 件目は〇〇△△番地 田 1,752 m² 貸し手は町内にお住いの T. H さん、借り手は I. F さんです。令和元年 6 月から 6 年間の契約でした。

賀部会長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。

(各委員質疑等なし)

次に「情報交換」となっています。何かご質疑や情報交換をいただくような案件をお持ちの委員さんがいらっしゃれば、お願いします。

事務局
職員

報酬を年 3 回に分けてお支払いさせていただいて、12 月 25 日支払いの予定となりますのでよろしくをお願いします。

また別途通知させていただきますのでよろしくをお願いします。

賀部会長

他に無いようなので本日の議事はすべて終了します。次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。

事務局
職員

年間計画どおり 1 月 12 日 (金) 10:00 からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館 3 階会議室 3 でよろしいでしょうか。

(各委員異議なし)

賀部会長

それでは、次回は 1 月 12 日 (金) 10:00 からとします。これを持ちまして、令和 5 年第 1 月 12 日 (金) 総会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。

10 時 30 分 閉会